

## 制度概要

吉岐市中小企業振興資金保証（略称：吉岐）		
目 的	吉岐市内の中小企業者の、経営の安定に必要な資金の融資を円滑化することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	吉岐市内に主たる事業所を有し、原則として市内で同一事業を1年以上継続して営み、市税を完納している中小企業者であって、吉岐市商工会会長の推薦が得られる者。	
対 象 資 金	事業資金（運転資金、設備資金）	
保証条件	貸付限度額	700万円以内
	保証期間	7年以内
	返済方法	分割返済（ただし、必要に応じて一括返済を認める。）
	貸付形式	原則として、証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年2.40%
保証料率	基準料率	①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 年0.45%～1.90% ②セーフティネット保証1～4、6号の場合 年0.80% ③セーフティネット保証5、7～8号の場合 年0.75%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ただし、セーフティネット保証を除く。 ③保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。
	保証料補助	吉岐市が以下の補助を行う。 ①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 基準料率の半分(年0.225%～0.95%) ②セーフティネット保証1～4、6号の場合 年0.50% ③セーフティネット保証5、7～8号の場合 年0.45%
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、セーフティネット保証1～4、6号を利用する場合は対象外	
取扱金融機関	吉岐市内の十八親和銀行の支店	
申 込 時 類 添 付 書 類	①吉岐市中小企業振興資金借入に係る推薦書(写) ②市税の納税証明書(未納がない旨のもの) ③セーフティネット保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定に基づく市長の認定書 ④その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	①申込先：吉岐市商工会 ②令和4年10月1日以降の保証申込であってセーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を利用した場合、半期に一度、業況報告書の提出が必要。	
実 施 日	平成24年10月 1日 創設      令和 7年 4月 1日 最終改正	